

登録コード	J6090200	開講年度	2026			
授業科目	行政法				担当教員	伊藤 智基
英文授業名	Administrative Law				副担当	
単位数	4	講義期間	後期	曜日・時限	水曜・ 1 時限 水曜・ 2 時限	対象学年
講義室				授業区分	講義	遠隔授業科目 該当
信大コンピテンシー 非該当						
(1)授業の達成目標		授業で得られる「学位授与の方針」			【授業の達成目標】	
		経法23加（2026改）・応用経済，経法23加・応用経済				
		専門知識を応用・実践する力として，計量的分析手法によるデータ解析を用いたリスクの定量的評価，実験経済学による社会制度の機能の検証，医療や福祉の現場における社会調査の手法を実践した地域の問題発掘，法の経済分析を通じた法制度の効果・影響の検証，などのスキルを習得し，経済の実情に即した政策提言，あるいは企業行動の決定を行うことができる能力を身につける。			専門知識を応用・実践する力として，行政の諸活動に対する行政組織法・行政作用法の知見を用いた効果・影響の検証（とりわけ違法性・不当性の検証）のスキルを習得し，行政の実情に即した問題解決を行うことができる（必要とあらば，そのスキルを用いて行政と争うことができる）ようになる。	
		環境問題，少子高齢化，自然・経済リスクの管理，コーポレート・ガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて，現実に関解決を探る際には，法学，さらには，理学・工学・医学等の関連領域との協力が必要となる。このために，関連する分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し，経済学の知見を，柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。			環境問題，自然・経済リスクの管理，行政主体のガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて，現実に関解決を探る際には，行政法学との協力（あるいは棲み分け）が必要となる。こういった関連分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し，経済学の知見を柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。	
		経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律，経法20加・総合法律				
		法学の専門領域の基礎能力として，リーガルマインドを備え，現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。			法学の専門領域を公法学と私法学に大別したときの，その公法学の中核をなす行政法についての基礎能力を身につける。すなわち，行政組織法・行政作用法に関する基礎専門知識を身につけることで，国や自治体の活動に関する諸問題を法的に解決していく上で必要なリーガルマインドを身につける。また，行政法が科目として出題される公務員試験や各種資格試験（行政書士試験）の受験者については，市販されている各種の参考書を自力で理解するための必要最低限の基礎的な能力を，本講義を通じて身につける。	
		経法20加・総合法律				
		行政や企業などの法務の現場で，法学の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で，実際に法的な問題点を見つけ出し，分析し，法令の正しい理解に基づいて，基準の適用，書類の作成，ルール設計などを行うことで，法的な解決策や予防策を実践的に企画・立案・実行できる能力を身につける。			国や自治体の公務員として日々の業務を行う場面や，市民や企業人として国や自治体の公務員とやり取りする場合（ときには揉める場合）において，行政組織法や行政作用法の理論がどのように機能しているかを理解したうえで，実際に法的な問題点を見つけて分析し，それに適用すべきルール（法律や条例の規定，政省令，判例や学説）を見つけてそれに当てはめて考えることで，解決策や予防策を実践的に企画・立案・実行できる能力を身につける。	
(2)授業で学べる「テーマ」	その他					
(3)全学横断特別教育プログラム						
(4)授業の概要	・ 行政機関（内閣総理大臣、内閣、知事、市長、警察官、消防官、自衛官など、簡単にいうと国の官庁や県庁や市役所で働く公務員）の活動には、それを行う際のルールがあり、そのルールのことを「行政法」と呼びます。それに基づいて行政機関はいろいろな活動を行わなければなりません。 ・ では「行政法」はどのような内容になっているのでしょうか？それを学ぶのが、「行政法学」になります。 ・ そして「行政法学」は3つの分野に分かれており（行政組織法、行政作用法、行政救済法）、この講義では、前二者を取り扱います。後一者については行政救済法の講義で取り扱います。					
(5)授業計画	・ 以下に挙げる全30回の講義は、遠隔授業、すなわちすべてオンライン講義（Zoomを使用）の形式で行います。ZoomのURLは、各講義回で用いるレジュメとともにeALPSにアップします。レジュメについては、各講義回の開始前にプリントアウトしてお手もとにご用意ください（そのレジュメにいろいろと書き込んでいくことになります）。 ・ また、奇数回の講義に先立ち、eALPSにアップされる動画を事前に視聴することを要します（このシラバスの（6）事前事後学習の内容を参照してください）。 ・ 第1回目 ガイダンス、導入講義（行政の定義、行政法の法源） ・ 第2回目 ガイダンス、導入講義（行政の定義、行政法の法源） ・ 第3回目 行政主体と行政機関、国の行政組織 ・ 第4回目 行政主体と行政機関、国の行政組織 ・ 第5回目 法律による行政の原理とその例外・限界 ・ 第6回目 法律による行政の原理とその例外・限界 ・ 第7回目 行政裁量 ・ 第8回目 行政裁量 ・ 第9回目 行政立法 ・ 第10回目 行政立法 ・ 第11回目 行政行為 定義、分類、効力、附款 ・ 第12回目 行政行為 定義、分類、効力、附款 ・ 第13回目 行政行為 職権取消しと撤回、瑕疵の治癒など、違法性の承継 ・ 第14回目 行政行為 職権取消しと撤回、瑕疵の治癒など、違法性の承継 ・ 第15回目 行政指導 ・ 第16回目 行政指導					

(5)授業計画	・第17回目 行政計画 ・第18回目 行政計画 ・第19回目 行政計画、行政契約 ・第20回目 行政計画、行政契約 ・第21回目 実効性確保手段 行政上の強制執行 ・第22回目 実効性確保手段 行政上の強制執行 ・第23回目 実効性確保手段 即時強制、行政罰、その他の実効性確保手段 ・第24回目 実効性確保手段 即時強制、行政罰、その他の実効性確保手段 ・第25回目 行政手続 ・第26回目 行政手続 ・第27回目 情報公開、個人情報保護 ・第28回目 情報公開、個人情報保護 ・第29回目 公物法 ・第30回目 公物法 授業アンケート、期末試験の案内
(6)成績評価の方法	・期末試験（100％）の結果に基づき評価します。行政組織法・行政作用法の諸概念・基本原理に関する正誤の判別能力を問う内容のものであり、Googleフォームを用いて○×問題、選択問題の形式で出題する予定です。なお、そもそも行政法という学問は極めて特殊なものである（このシラバスの（7）履修上の注意 参照）、しっかり学習していないと出題文の意味や出題意図すら分からないことになり、よい点は取れないと思われます。
(7)成績評価の基準	・期末試験の得点が60点以上であれば「水準にある」、70点以上であれば「やや上にある」、80点以上であれば「かなり上にある」、90点以上であれば「卓越している」となります。
(8)事前事後学習の内容	【事前学習】 ・この講義は反転講義とオンライン講義（全てZoomで実施）の形式で行います。すなわち受講生は、奇数回の講義を受講する前に、教科書の該当箇所とeALPSにアップされる事前視聴動画を見て内容を理解したうえで、全30回のオンライン講義（Zoom）に参加することを要します。 ・この事前視聴動画では行政組織法・行政作用法に関するオーソドックスな解説を行います。これを視聴してきていることを前提として、全30回のオンライン講義（Zoom）では、動画の内容の確認問題を解いてもらったり、補足説明を行ったり、別角度からの説明を行ったりします。とりわけ偶数回においては、行政法を取り巻く周辺概念や前提となる基礎知識についても言及します。 【事後学習】 ・教科書を読んだだけ、事前視聴動画をさらっと見ただけ、講義に出席しただけでは、行政法を理解することは無理だと思います。つまり、図書館で行政法に関する他の教科書を読んだり、事前視聴動画をもう一度見直したり、レジュメを復習したり、あるいは教員にわからないところを直接質問したりしないと、到底理解できないと思いますので、各自の努力（行政法が出題される公務員試験や各種資格試験を受験予定であれば、それこそちゃんとした努力が必要です）により事後学習に努めてください。
(9)履修上の注意	・船渡康平先生が在外研究のため、2025年度と2026年度に限り、伊藤智基（山梨県立大学准教授）が非常勤講師としてこの科目を担当します。 ・この講義で学ぶ内容は、受講生の皆さんにとっては耳慣れない内容ばかりであり、特有の用語や概念も多数登場します（例えば、行政庁という言葉は、役所の建物のことを指すものではありません。行政法で出てくる特許という言葉は、発明の特許とは別の概念です。法規命令や行政規則というのは初めて聞く言葉だと思います。行政罰の一種に行政刑罰がありますが、執行罰は行政罰ではありません。ややこしいですね）。よって、単に講義に参加しているだけでは到底理解できないと思いますので（私のほうでもできるだけ分かりやすく説明するつもりですが、特有の用語や概念についてはいかんともしがたいのです）、各自でしっかりと事前学習、事後学習に努めてください（かくいう私も、行政書士資格試験を受けたり、法学検定の行政書士の問題を解いたり、大学院でいろいろ研究したり、大学で講義するようになったりして、やっと行政法というのが分かってきた次第です）。 ・この講義で用いる教科書（下掲）は、要点が完結にまとめられていてその点ではよいのですが、その反面この教科書だけで「面白いほど理解できる」ようになるわけではないので、ご注意ください（「理解できる」ようになるためには、事前視聴動画の視聴、全30回の講義への出席、事前学習・事後学習が必須です）。 ・行政法の全体像の理解のために、本講義の受講後に「行政救済法」を履修することを強く推奨します（本講義の受講前に「行政救済法」を受講することは、効果的ではないのでおススメはしません。例えば、ある映画（本編）とその続編があるときに、続編のほうから見るというようなものだからです）。 ・本講義と並行してまたは受講後に、「自治体法」・「環境法」・「環境法」といった講義を受講すると、行政法を含めた公法学の理解に資すると思われます。
(10)質問、相談への対応	・授業の各回終了後に質問を受け付けます。そこに収まらない込み入った話の場合には、ito-tomoki@yamanashi-ken.ac.jpにメールしてください（メール対応か、別途日時を調整の上オンライン（Zoom）対応します）。
【教科書】	・行政法研究会『面白いほど理解できる行政法〔第4版〕』（早稲田経営出版、2023年）
【参考書】	・宇賀克也『行政法〔第3版〕』（有斐閣、2023年） ・斎藤誠ほか編『行政判例百選〔第8版〕』（有斐閣、2022年）